

議員提出議案第4号

沖縄県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成27年7月9日

沖縄県議会議長 喜納昌春 殿

提出者	玉	城	義	和
	島	袋		大
	座喜味	一	幸	
	照屋	大	河	
	上原		章	
	玉城	ノブ子		
	當間	盛夫		
	比嘉	京子		
	比嘉	瑞己		
	呉屋		宏	
	新垣	安弘		
	嶺井		光	

理由

改正前の公職選挙法（昭和25年法律第100号）において、選挙区は郡市の区域と規定されていたが、公職選挙法の一部を改正する法律（平成25年法律第93号）に基づき、都道府県条例において、地域の実情を踏まえ、市町村を単位とした選挙区に定める必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

沖縄県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成15年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第15条」を「第15条第1項及び第8項」に改め、同条の表を次のように改める。

選挙区		議員数
名称	区域	
名護市選挙区	名護市の区域	2人
うるま市選挙区	うるま市の区域	4人
沖縄市選挙区	沖縄市の区域	5人
宜野湾市選挙区	宜野湾市の区域	3人
浦添市選挙区	浦添市の区域	4人
那覇市・南部離島選挙区	那覇市、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村及び久米島町の区域	11人
豊見城市選挙区	豊見城市の区域	2人

島尻・南城市選挙区	南城市、与那原町、南風原町及び八重瀬町の区域	4人
糸満市選挙区	糸満市の区域	2人
宮古島市選挙区	宮古島市及び多良間村の区域	2人
石垣市選挙区	石垣市、竹富町及び与那国町の区域	2人
国頭郡選挙区	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村及び伊是名村の区域	2人
中頭郡選挙区	読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村及び西原町の区域	5人

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の沖縄県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。